

北タイの一村落における世帯間農業共同の諸形態

——ランプーン県メーター郡タカ区タカ村の事例——

佐藤 康 行

一 はじめに

タイの農業経営の研究は、水野浩一が東北タイのドンデー村の調査の中で見出した「屋敷地共住集団」概念が端緒になっている。水野は、子供が結婚後親と一緒に共同で耕作し、なおかつ消費している集団を「屋敷地共住集団」と称したことは広く知られている。⁽¹⁾ 彼が親子間の農業共同を基軸にしてタイ農業経営が行なわれていることを、家族周期論の中に位置づけて説明したことはすぐれた意義を持っていた。しかし、親子間共同をもって一つの家族と考える傾向を十分克服するには至らなかつた。その後、口羽益生と武邑尚彦がドンデー村の追跡調査を行ない、水野の理論の補充と修正を行なっている。彼らが発見し追加したデータは多いために、そのすべてについて言及することはできないが、本稿が対象とする世帯間共同の観点からすると、親子間共同は世帯間共同としてとらえられるとしたこと、それから共同の内容と家族周期の点から、世帯間共同を主に親が子を援助する型と子が親を扶養する型、それとキョウダイやオバオイ間の互助的な型の三類型があるとされたことが注目される。そして、「屋敷地共住集団」は親が子を援助する型であるとし、家族周期上でその後子が親を扶養する型が現れるとしたことなどは新しい発見であった。⁽²⁾

タイは北部、東北部、中央部、南部の四つに気候的、歴史的、言語的等において相違しており、家族制度や農業生産の様式においても種々相違している。そのため、農業経営においても容易に比較を許さない側面を持っている。北タイはなかでも平均経営規模が最も小さく、零細農民が多いことが知られている。にもかかわらず、従来の農業経営の研究においては、比較的農地を所有している農民が取り上げられて世帯間共同が考察されてきた。北タイの農業・農村研究においては、高井康弘が親世帯から子世帯に行なわれている一部経営の委託（ハイ・タム・キン）に関して詳細な研究を行なっているし、また関泰子はハイ・タム・キンに対する御礼（カー・ホア・ナー）の詳細な考察を行なっている³⁾。しかし、いずれも比較的農地を所有している農民の世帯間共同が取り上げられており、零細農民はともすると研究の対象外に置かれてきたと言える。そのため、筆者は農地を比較的所有していない零細農民の世帯間共同がこれまで十分に考察されてこなかったことを指摘し、零細農民の親子間共同について事例を紹介するとともに、その共同経営の諸形態について研究する必要を説いてきたのである。⁴⁾

これまで、零細農民は親子間において親子が「共働・共食」するタム・キン・ディオ・カンと親子が無償で手伝い合うチュアイ・カンが行なわれていた。互いに手伝い合う形態は、世帯間の等価の労働交換ではなく、親子が互いに労働交換を意識しないし計算しないで手伝い合うものであった。このチュアイ・カンの特徴について略記すれば、タム・キン・ディオ・カンは親世帯と子世帯が世帯を異にしなから、雨季作米の耕作を共同で行なう一方で、畑作物に限っては作物別に分担して経営している。親子の世帯がそれぞれ家計を別にしなから、雨季作米は共同で生産消費する一方で、畑作物は互いに独立して経営し、収穫物は各世帯がそれぞれ取得していた。そして、畑作に関しては親子がチュアイ・カンしあつていなかった。つまり、零細農民にあつて親子の世帯間で雨季作米のみが手伝い合つて（チュアイ・カン）行なわれている一方で、畑作は親子の世帯がそれぞ

れ独立して経営し、チュアイ・カンしあつていない。さらに、チュアイ・カンの親子間共同の場合、親世帯が子世帯の経済的独立を要求することが特徴として見られた。しかしながら、こうした零細農民の世帯間共同は急激な農業・農村を取り巻く諸条件の変化の中にあつて、同じ村の中でも実に多様に展開されており、まして別の村では著しく相違して展開していると思われる。たとえば、居住形態や相続様式、労働力の分配などの家族制度や親族機能、貯蓄組合や水利組合の運営等々は村によって大きく相違している。零細農民の世帯間共同は、商品経済のたえざる浸透に対するささやかな抵抗であり、そうした試みが世帯ごとに多様に展開されていると言えらるだろう。こんにち、こうした世帯間農業共同のデータそれ自体が不足している現状を鑑みると、大資本に対していかなる抵抗が試みられているのかをとりわけ零細農民において把握することは重要な課題の一つである。本稿は、以上のような問題意識に基づいて、北タイの農村において零細農民の世帯間農業共同の諸形態を明らかにすることを目的としている。

二 調査地の概要

(一) 調査地の概要と貯蓄組合

調査対象地のタカ村は、ランブーン県メーター郡タカ区にある一村落である。タカ村はチェンマイ市から南におよそ二五キロにあるランブーン市からさらに東南に二〇キロほどに位置している。一九九〇年四月現在で、タカ村の世帯数は三二二戸、家族登録数は三七一、平均家族員は四・三人、耕作面積は六二二・二五ライ（一ライは約〇・一四ヘクタール）である。北タイが全国的には最も零細であるが、なかでもランブーン県は平均世帯耕作規模が八・三四ライと最も小さい。タカ村は出入作を除いて平均経営規模が二・〇ライときわめて零細である。村には寺院と小学校、幼稚園があり、南北に火葬場が一つずつある。村の中央には常設市場があり、

その周囲には商店がたち並んでいる。商店は二七軒あり、地域一帯の中心をなしている。五年前にタカ村の近くに木彫りの大きな工場が三つでき、木彫りに従事する人が増加した。土地のない村人や零細な農民は日雇いや小作をして生活してきたが、二三年前は主に木彫りに依存して生活している人が多かった。木彫りの収入は一人一日普通一〇〇バーツ（現在、一バーツはおよそ五円）、一月約三〇〇バーツで、多い人は一日一五〇バーツ、一月四五〇〇バーツ位の収入があった。しかし、昨年からは木彫りの需要が減少したため、木彫りから色の塗装をする仕事に変化し、それに伴って収入も減少している。タカ村の農業規模は零細であり、農業だけでは食べていくことが困難であるために、タカ村の農民は農業よりも農外就業に依存して生活を送ってきている。

まず、米銀行（タナカーン・カーオ）について見ていくことにしよう。タカ村では、七年前に隣接するゴサイ村とナハー村の三か村の農民二六五人からなる米銀行を郡役所の農業指導委員（カセート・コン）の指導下に作った。土地はゴサイ村の人が無償で提供し、米倉の建設費は政府が四万バーツ提供してくれた資金で建設した。始めに、お米かお金を何口か拠出する。拠出金額に応じて借用できる仕組みは協同組合と同様である。お米は毎年五月と十一月の年二回だけ貸し出している。たとえば、一〇〇〇バーツ借用したとすると、始めの月に一三〇バーツ、翌月に一二七バーツ、その翌月に一二四バーツというように毎月三バーツずつ減らして支払い、一〇か月後に一〇三バーツ支払って返済を終わる仕組みになっている。役員は各村にいて、役員の家まで毎月借金の返済に来ている。米銀行は貯蓄組合とは異なって、後からでも加入することができる。

タカ村では、米銀行より早く、農民が自分たちで早くから貯蓄組合（クウム・オムサップ）を結成している。一番早く結成したもので二一年前からのものがある。二一年前は、ちょうど農業農協銀行が設立された年にあたる。この貯蓄組合は通称「五日」と称されている。そのほか、一一年前に作られた通称「一日」と九年前に

作られた「三日」と「九日」、それと三年前に前村長の指導下に作られた「一五日」がある。これら貯蓄組合の構成は表1の通りである。リーダーは「五日」が元ワット・タカ小学校の校長であり、「三日」が小学校の教師たち、「一日」と「九日」が元の区長（ガムナン）、「一五日」が前村長である。これらの貯蓄組合はいずれも村長や校長などがリーダーとなって結成したものである。

組合の運営などについては以下の点で共通している。まず、(1)設立時に参加した人しか組合員になれない。従って、始めに組合員にならなかった人が後に別の組合を結成している。次に、(2)役員に毎年ないし数年おきに手当が支給されている。(3)利子のみ毎月返済すればよいことになっている。(4)利子の支払いが遅れると、一日に付五パーセント加算されている。

ほとんどの村人がこれらの貯蓄組合のどれかしらに加入している。また、一部の裕福な人を除いてほとんどの組合員が借金している。たとえば、一昨年の六月の時点では、通称「三日」の組合は組合員九九名中六

表 1 タカ村の貯蓄組合

貯蓄組合	リーダー	設立時期 (年)	組合員数 (人)	貸付限度額 (パーツ)	資 本 (パーツ)	
					最 初	現 在
1 日 (ワソティ・ヌン)	元 区 長	1981	119	4,000	35,700	280,000
3 日 (ワソティ・サン)	教師たち	1983	99	4,000	29,700	215,052
5 日 (ワソティ・ハー)	元 校 長	1971	61	6,000	9,150	159,505
9 日 (ワソティ・カーオ)	元 区 長	1983	150	3,000	45,000	290,000
15 日 (ワソティ・シップハー)	現 村 長	1989	170	2,000	85,000	?

注) 1. 村長はこの後1992年2月に交替している。

2. 貸付利子は一律2%である。「15日」は始め3%であったが、昨年から2%に変更した。

資料) 1990年6月の聞き取り

名を除いて九三名が額の大小に拘らず借用していた。借用したお金は農業関係に限らず何に使用してもよい。ところで、「五日」の組合員の資格を売買する事態があつたが、三〇〇〇パーツ以上の値段で売買されていた。それから、親の死去に伴つて娘が権利を継承している場合が見られる。こうした状況からすると、組合員資格は一種の「株」を成していると言える。

これらの貯蓄組合とは別に、村の中には農業用の資金を調達する組合がある。カトリックの財団から毎年約一万パーツとおもちゃなどが保育園に送られてくるので、その資金を利用してゴサイ村とタカ村の人々に二%の利子で四万パーツを限度にして貸出している。この組合は八年前に村人自身によつて設立されたものである。そのほか、一昨年から婦人会の中で牛銀行（タナカ・ウア）が当時の村長（元NGOのワーカー）の指導によつて作られている。一九九二年の三月現在で一四頭の牛の提供があり、一頭七〇〇〇パーツの補償金で五年後に返済する約束で二人の会員が借り受けている。生まれた小牛は飼育者が貰えることになっている。

村外の貸付金には、メーター郡の農業協同組合（サハコ・カン・カセート）が二年前からあり、タカ村とゴサイ村の農民が一つの支部を構成している。この場合は、利子が年間二%、三万パーツまで借用できる。そのほか、農業協同銀行（タナカ・プア・カン・カセート・レ・サハコ）から年間一三%の利子で五万パーツまで借用できる。普通の銀行は、年間の利子が一七%であるから若干安いと言える。

(二) 農業経営

タカ村一帯は灌漑が整備されておらず、昔ながらの自分たちで持えた自然の灌漑に頼っている。水利の利用は水系に従つて三つに分かれており、灌漑組合が三つある。これらの組合はそれぞれ周辺の村人を含めて四人、一八〇人、一五〇人から構成されている。

タカ村の農業暦は、一月頃に耕地を耕起し、ニンニク（カティアンやホームデン）やタバコの葉（バイ・ヤッ

スー)、ピーナッツ(トゥア・リソン)の種撒きを行なう。四月頃に収穫し、次に再びこれらを栽培する。これらを八月頃に収穫し、その後再び耕起をして雨季作米を栽培する。乾季作米は水不足のために作られていない。同一の農地で畑作と稲作とが行なわれ、周年的に三毛作が行なわれている。そのため、日本のように田と畑が別々にあつて行なわれているわけではない。畑作については、水の便を考えて作る作物が選択される。米の品種は、ウルチ米がカーオ・マリだけを作っている。もち米はカーオ・シウトコー・コー・6、カーオ・ケイオなどを作っている。このうち、コー・コー・6が最もおいしいと言う。カーオ・ケイオは水が少なくてもたくさん収穫できるので、最も多く作られている。米の庭先価格は一キロ当たり三バーツ程度であり、カーオ・ケイオは最も安く二バーツ少しである。小売りの売値は、コー・コー・6が一リットル七バーツ、カーオ・シウが五―六バーツ、カーオ・ケイオがおよそ四バーツである。これら米には肥料や農薬を用いない人が多い。畑作物の売値は、ニンニクが時期によって変化するが最高値で一キロおよそ一二バーツ、ピーナッツ(トゥア・リソン)が約三バーツ、タバコが三バーツである。これらの値段は作柄がよい時のことで、作柄が悪い時はこれより低くなる。一ライの収益は、ニンニクがおよそ五〇〇〇バーツ、タバコが四〇〇〇バーツ、ピーナッツが四〇〇〇―四五〇〇バーツである。注意しておきたいことは、これら畑作は地味や天候によって収穫が大きく左右されるということである。たとえば、ある場所のタバコの葉は背丈が大きく育っているのに、その隣のタバコの葉は小さいことがある。収入も当然隣どうしの土地で違ってくる。ニンニクは手間がかかり、労働もたいへんであるが、その分収入もよい。四月には一キロ六バーツ程であつたのが、乾燥後の八月頃には一二バーツ程で売買される。畑作物には肥料を投入する人が多く、なかにはごく少したが農薬を散布する人もいる。

小作(ハイ・コン・タム)には、収穫米を地主と小作で折半するニヤ・パーがほとんど行なわれている。そのほか、小作料を支払う形態(ハイ・コン・チャオ)がある。山岳民族が近くに居住しているメカナ村の村人

に小作を頼む場合が多い。比較的裕福な農民や商店などは、小作に出して自分たちで耕作しない人が多く、農業を自分でする人は比較的零細な農民であると言える。ここ一〇年程中東に出稼ぎに行く若者が多かったが、湾岸戦争に伴ってめっきり少なくなり、村の中でできる木彫りに従事するように変わった。一昨年前に近くに大きな木彫りの工場ができて、男性は自宅の木彫りをし一日一〇〇パーツ程の収入になり、他方女性は木彫り工場で色塗りやヤスリかけの仕事に従事し一日六〇パーツ程の収入になっている。木彫りの農外労働が零細農民や土地なし農民にとって生計を維持していく上で重要な収入源になっており、出稼ぎや乗合バス（シーロー）の運転手などの日雇いから木彫りへと農外労働が移行しつつある。

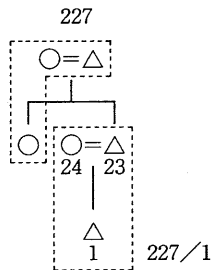
三 世帯間共同の諸形態

I タム・キン・ディオ・カン

事例1は小作をしてきた場合の一つである。家屋番号227の夫婦はほかの土地で生まれ育ったが、両親を亡くしオバの住むタカ村に移ってきた。ここには現在一五年間住んでいる。始め小作を一ライだけ収穫米を折半するニヤ・パーで八年間してきた。小作していた間は、夫婦二人で従事していた。その後、夫がサウジアラビアに出稼ぎに行き、二年間出稼ぎ生活を送った。出稼ぎ資金は

会社が負担してくれた。出稼ぎで稼いだ資金を元手に、五年前に車を買ってシーローの運転手をしながら木彫りの親方を始めた。八年前に農地一ライを購入し、長男が農作業を手伝ってきた。耕運機がないので、耕起のみ一ライ三〇〇パーツで日雇いを頼んでいる。この相場は現在普通に見られる金額である。かつては牛を使って

< 事例 1 >



- 注) 1. ○△の下の数値は年齢を表す。
 2. 括弧の外の数値は家屋番号を表す。
 3. 「外」は村外の居住を表す。
 4. 以下の事例とも同様。

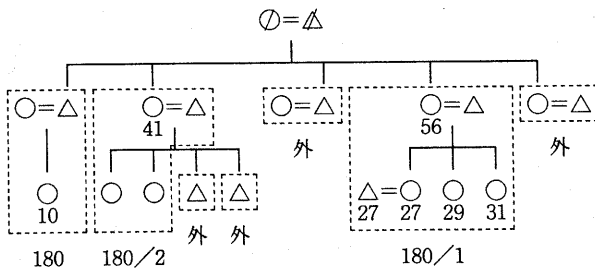
資料) 1992年3月の聞き取り調査。

日雇いが耕起していた時は、朝と夕それぞれ二五バーツずつ、合計五〇バーツで行なわれていた。長男は結婚後、家族登録を別にし、家を建ててもらって別に住んでいる。結婚後、227/1の長男夫婦は両親の農作業の手伝いには来なくなった。

収入の大半は木彫りの商売に拠っている。一昨年会社登録をする程従業員が多くなり、工場も五ライの借地をして拡大した。しかし、昨年近くの木彫り工場の輸出が不振になり、木彫りの生産が激減し、かつて工場に働いていた人は一五人から六人に減っている。彼も車を義理のオイに二〇万バーツで転売し、事業の大幅縮小を余儀なくされた。227の親と227/1の長男はこの間に一緒に木彫りの商売をしてきている。長男は自分で作った木彫りの収入だけを自分の収入にし、それ以外の雑務の仕事については給料の計算外にカウントされてきた。こうした事情に加えて、親の木彫りの仕事が順調にいったため、長男の新居のために親が土地を購入し、家も作ってあげている。

事例2は、親子の世帯が家屋番号180/1に同居して「共働・共食」(タム・キン・ディオ・カン)している場合である。家屋番号180に住む末息子家族は両親と同居してきた。五六歳の母親は結婚した当初親と四年間同居してタム・キン・ディオ・カンをしていたが、その後親が現在の屋敷地を分けてくれたので移り住んだ。次女も結婚後長女家族と一緒に屋敷地に移り、家屋番号180/2に住んでいる。昨年父親が亡くなったため、屋敷地を分けて相続した。180/1の両親には三人の娘がいるが、そのうち二七歳の末娘が昨年同級生と結婚した。末娘の夫は乗合バス(シーロー)の雇われ運転手をしてきたが、結婚後はそれ

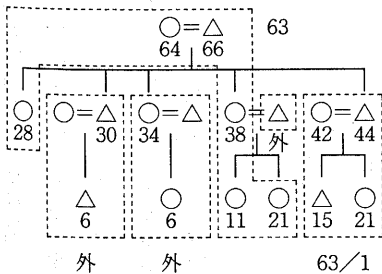
< 事例 2 >



を辞して妻方の親と同居して一緒に農業をしている。腰が悪くなつてシーローを辞めたという。結婚後妻の両親と同居し（彼は両親が既に亡くなり、祖母と同居していた）、雨季作米のみならずカティアンやホームデンなどの畑作も手伝つて（チュアイ・カン）いる。従つて、雨季作米のみならず畑作物も「共働・共食」しているといえるだろう。180/1の家には農地七ライあり、そのうち五ライで畑作（タム・スワン）している。夫は四人兄弟姉妹で長男が両親の面倒をみていたので、彼は農地の相続を譲っている。七ライの農地は相続によるものではなく、ほとんど結婚後新たに購入したものである。夫婦で働いて農地を少しずつ買い集めたと言う。両親と三人の娘、そして新しく加わつた末娘の夫の六人で農業をしている。カティアンとホームデン、ピーナツ（トゥア・リソン）を作り、その後には雨季作米を作っている。まだ末娘が結婚していない時であったが、一年のホームデン摘みは、ある日が二人、その翌日が九人、最も少ない日は家族員だけで作業をしていた。畑作では、家族員五人のほか母親の妹（180/2）と日雇いを頼んで賄っていた。180/2の妹は労働交換ではなく、日雇いであり、賃金は非親族と同額であった。すなわち、女性は一人三〇バーツ、男性は四〇バーツとそれぞれ現物のトゥア・リソンやホームデンであった。180/2の妹家族は農地四ライあり、そのうち二ライ畑作している。180/1と180/2はアオ・ムー・ワン・カン（労働交換）の関係にある。

事例3は、親世帯と長男世帯とのタム・キン・ディオ・カンである。家屋番号63に住む両親は長女とその子供たち、それから独身の末娘と同居している。長女の夫はクルンテープに一人居住し、乗合バスの事業を行なっている。長男は二一歳の時に結婚し、始め妻方の両親と三年間同居していたが、三年後に両親の近くの土地を購入して63/1の家を建てて移り住んだ。63の家では父親が農地四ライ、

< 事例 3 >

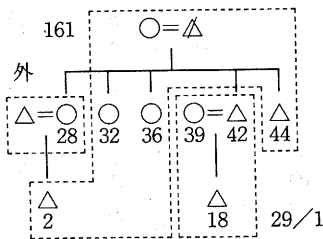


ラムヤイを六ライ所有し、母親が農地一ライとラムヤイ一ライ所有している。長男の63/1の世帯は農地を持つていないので、長男の妻が63の親の農地を二八歳の末娘と一緒に耕作(タム・ナー)し、米倉を共にして消費している。63/1の妻はこうした共同を「共働・共食」(タム・キン・ディオ・カン)だと説明している。63の親世帯で農作業に従事しているのは二八歳の末娘だけであり、同居している長女は賭事などに興じてタム・ナーをしていない。従って、63の末娘と63/1の長男の妻の二人が一緒にタム・ナーしている。さらに、四年前から二人で家の裏の二ライの農地を借用してタム・ナーしている。これはニヤ・パーと呼ばれる小作で、収穫物を地主と小作が折半して分けている。63の家はラムヤイ(果樹園)が七ライあり、畑作はせずに父親と末娘が木彫りをしている。63/1は夫が大工をしており、妻は借用している農地で米作りの後に畑作を行ない、ニンニクとピーナッツ、タバコを作っている。従って、63の両親と雨季作米のみを「共働」し、米倉を「共食」している。しかし、畑作は各世帯がそれぞれ別々に行ない、収入もそれぞれ別々の家に入れている。つまり、畑作では手伝い合い(チュアイ・カン)は行なわれていない。

63/1の妻方は父親が健在で農地を三ライ所有しているが、不便な所にあるので父親の兄弟姉妹にハイ・タム・キンしている。兄弟姉妹どうしでハイ・タム・キンしている数少ない例である。彼女には、後に取り上げる59/1の妻とアオ・ワン・カン(労働交換)している。ニンニクを束ねる仕事に來てもらったら、翌日にはタバコの葉を束ねる仕事に行っている。二人は近くに住む仲の良い友達(ラック・カン)である。

事例4は、母親が健在であるが、子供たちが既に農地を分けて相続が完了している場合である。家屋番号161には母親と独身の長男、長女と次女が住んでいる。29/

< 事例 4 >



1には次男世帯が住んでいる。末娘は公務員で遠くスコートイに夫と二人で住み、二歳の息子を姉（長女）に預けている。長男は農業に従事し、長女は家事とオイの育児、次女は木彫りの会社に勤めている。長女は妹から育児代を貰っていないと言う。次男は二三歳で結婚し、始め妻方に三年間同居して「共働・共食」していた。その後、父親が土地を分けてくれたので、そこに移り住んだ。三一歳の時にイラクに出稼ぎに一年三か月、サウジアラビアに一年半出稼ぎに行った。帰国してから一二年間住んでいた土地を二万バーツで売却し、現在の場所を購入して移り住んだ。土地の購入には一五万バーツかかった。

兄弟姉妹で農地を次のように話し合いの末分けた。長男は農地二ライオンガーヌ（一ンガーヌは四分の一ライ）、長女は農地二ライ、次女は屋敷地と一昨年新築した家、末娘は農地三ライ、次男は農地二ライ三ンガーヌをそれぞれ相続した。現在、長男と次男とが長女と末子の農地五ライを世話（ドゥレー）している。長男の二ライオンガーヌは小作（ハイ・コン・タム）に出している。兄弟姉妹全員が雨季作米の収穫米と小作米とを親の米倉に入れている。余った米は村内の市場で売っている。五年前に長男が二万バーツ、次男が一万バーツ、妹たちが三〇〇〇バーツそれぞれ出し合って耕運機を購入している。

29/1の次男は三年前からタバコを三ライ、ピーナツを二ライ作り、そのほか木彫りをしている。以前はニンニクを作っていたが、最近は作っていない。こうした畑作は次男世帯のみで行ない、ほかの兄弟姉妹は手伝っていない。世帯内労働力を中心にして、知人との労働交換（アオ・ムー・ワン・カン）と一部日雇いを雇って行なっている。妻は木彫りの工場に働きに行っていて、残業を一日三時間して合計九〇バーツ程の収入を貰っている。一人息子が高校に通っていて、子供の教育費がさんで生計が苦しいから残業をしている。将来、母親が亡くなっても、タム・キン・ディオ・カンを続けていくつもりだと言う。その理由は、兄弟姉妹が喧嘩しないし、仲が良くなるからであると説明している。

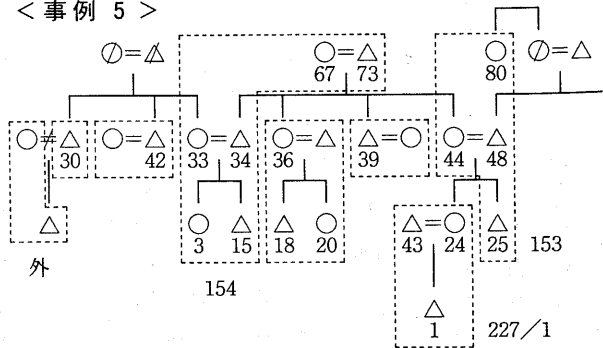
II ハイ・タム・キン

事例5は、親が子世帯に一部の農地の経営を任せている（ハイ・タム・キン）場合である。家屋番号154には両親と末息子家族が同居している。両親とも既に年老いて仕事をしていない。父親は農地五ライ相続し、結婚後四ライ購入した。農地は合計で九ライあるが、果樹園（ラムヤイ）はない。このうち一ライの農地を153に住む長女に昨年からハイ・タム・キンしている。残り農地八ライを小作（ハイ・コン・タム）に出している。長女はハイ・タム・キンされたその一ライの農地を小作に出している。いずれも収穫米を折半するニヤ・パーである。両親と同居している末息子は木彫りをしていたが、昨年から車を三〇万バツで購入してシーローの運転手を木彫りの傍ら行なうようになった。木彫りの仕事がずっと座っていて身体に悪いから、転職したと言う。妻も子供に手がかからなくなってランブーンで木彫りを始めた。

154に住む末息子は二五歳の時に二年間サウジアラビアに出稼ぎに行った。

出稼ぎの費用は土地を担保にして銀行から借金をした。決して耕地を売買して費用を捻出した人はいないと言う。出稼ぎで稼いだ資金でラムヤイを五ライ購入して将来に備えている。妻の両親は農地を三六ライ所有していたが、既に亡くなり兄弟姉妹三人が均等に一人一〇ライずつ相続し終わっている。長男（四四歳）は独身で遠くチェンライに働いており、妹の彼女が小作（ハイ・コン・タム）に出して面倒（ドゥレー）を見ているが、報酬は貰っていないと言う。両親が健在な時子供にお金が必要だったので、農地六ライを売ってお金を息子二人に分けている。彼女はその分け前にあずからずのために、親が加入して

< 事例 5 >

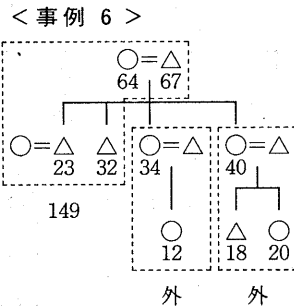


いた貯蓄組合（クウム・オムサップ）の権利を受け継いだ。親が健在な時はすべての農地を小作に出していた。家屋番号153の家は、オバが四年前から一緒に同居している。オバが農地一ライを同居しているオイにハイ・タム・キンしている。この一ライでは、153のオイ夫婦だけで野菜を作り、その後雨季作米を作っている。従って、オイ家族は夫方と妻方の双方から一ライずつハイ・タム・キンされているが、どちらも親とオバに収穫米の一部（カー・ホア・ナー）を分けていない。153の家の場合、家族登録が一つではなく、オバは一人だけで一つの家族登録をしている。153の妻によると、オバは一人で一つの家族、自分たちは別の家族をそれぞれ形成していると言う。

III チュアイ・カン

事例6は親子の世帯間でチュアイ・カンが行なわれている場合の一つである。

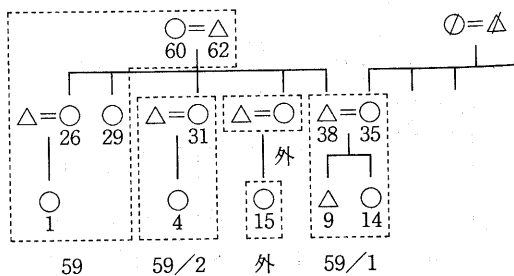
家屋番号149の父親は稲作の日雇い（タム・ナー・ラプ・チャン）をして暮らしたててきた。両親は二ライの農地を所有している。長女夫婦は結婚後一年間両親と同居して「共働・共食」（タム・キン・ディオ・カン）した後で近くの別の村に移った。長女は洋裁をし、彼女の夫は木彫りをしているが、彼女は両親の稲作の手伝いに来ていない。次女は結婚後二年間両親の家に同居して「共働・共食」した後で近くの村に移り、夫の両親の屋敷地内に居住している。次女は両親の稲作の手伝いに来ていない。長女と次女の夫は親の農地が少なく、長女の夫は兄弟姉妹で農地を売却してお金を分けているが、次女の夫はまだ相続し終わっていない。末の息子は結婚後妻方の両親と同居せず、ずっと両親と同居している。仕事は木彫りの会社に夫婦で共働きに行っている。両親は年を取って働けなくなり、同居している息子たちのほかよその村にいる次女が手伝いに来ていて、雨季作米だけを耕作しているが、



収穫米はすべて親の米倉に入れている。次女は必要な時に必要なお米を貰いに親の家に来ている。その反対に、親世帯は次女の世帯が農地を所有していないため手伝いに行っていない。従って、チュアイ・カンは親世帯と子世帯とが互いに等価交換を意識することなく生産・生活において助け合っている共同形態であると言える。⁶⁾ 両親は二ライしか農地を所有しておらず、子供たちにハイ・タム・キンするほど十分な農地を所有していないために、親子間でチュアイ・カンしていると言えるだろう。

事例7の場合、家屋番号59の両親は夫婦各々二ライずつ農地を所有している。両親とも兄弟姉妹で均分相続し終っている。長男は一五年前に結婚し、妻方の両親と一年間「共働・共食」していた。その後、両親の屋敷地内に家を自分で建てて住んでいる。彼は三一歳から二年間サウジアラビアに出稼ぎに行った。この出稼ぎ費用は親の土地を抵当に入れて銀行から借金をしたものである。出稼ぎから帰国後、三五歳の時に貯蓄した資金で農地一ライオンガーヌを六万バーツ程で購入したほか、耕運機を三万三〇〇〇バーツで購入した。現在、ニンニクとタバコ、ピーナッツを作り、その後雨季作米を作っている。親の雨季作米にはチュアイ・カンに行っているが、父親は必ずしも手伝いに来ていない。畑作物は夫婦で少しずつ収穫しており、基本的に世帯内労働力で賄っている。また、前述したように、59/1の妻は63/1の妻とアオ・ワン・カンの関係にある。夫の姉妹は農地を所有していないためであろうか、彼女たちとは労働交換の関係はない。また、昨年か婦人会が行なっている牛銀行から牛を二頭借用して飼育し始めた。妻が牛二頭借りたが、二頭は疲れるので一頭をよその村にいる妻の姉に貸して、一頭だけを飼育している。彼は昨年まで農閑期

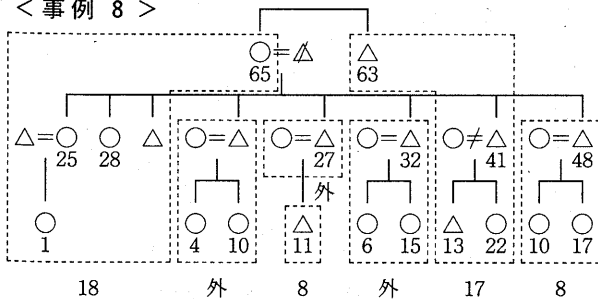
< 事例 7 >



などに、木彫りをしていたが、芳しくなくなったので今年も木彫りをしていない。妻の両親は既に亡くなっているが、七人兄弟姉妹のうちクルンテープで働いている末の息子が一九歳でまだ二〇歳未満ということで相続できないために、両親の農地五ライはまだ分割相続せずにいる。五ライの農地は村に残っている長女と次女世帯が世話（ドゥレー）している。

一方、次女は両親の屋敷地内の59/2に住んでいる。父親が少しずつ木材を購入し、貯めて置いて建てたものである。夫は洋裁の仕事をし、村人からの注文をこなしている。多い時で一月三〇〇〇バーツ、少ない月で一〇〇〇バーツ程の収入しかない。次女は市場などでおかずを作って売っている。この時、母親や三女も手伝って姉妹で売っている。おかずを作って市場で販売している女性は村の中に五〇人以上いるだろうか。何もしないで暮らしている女性は、村では皆無に近いと言えるだろう。両親は独身の三女と末娘の家族と同居している。電気代は各世帯が均等に分割して支払っているが、両親と長男世帯、次女世帯は時々おかずを互いに分け合っている。両親の農地は59/1の夫婦と59/2の次女が手伝いに行く。59/1の夫婦は無報酬で手伝っているが、59/2の次女は親世帯とは家計を別にしており、お金がなくて米が買えない時などに親元にお米を貰いに行っている。独身の三女はおかず売り、末娘の夫は日雇いで何でも行なっている。こうしたチュアイ・カンが親が子を援助する型にも子が親を扶養する型にも入らない。むしろ、親子間是对等の立場にたち、互助的に手伝い合っているとと言えるだろう。

< 事例 8 >



事例8は小作をしてきた例である。家屋番号18は父親が五年前に耕運機を購入したが、その時に父親が亡くなりそれを機に小作を辞めている。両親は農地一ライを所有しているが、現在はほとんど荒地地にして何も耕していない。毎年数ライの農地を借りて耕作し、収穫米を折半するニヤ・パーの小作をしてきた。小作地の耕作には長男世帯を除いて手伝いに行っていた。もちろん見返しなしの無報酬であった。四男は結婚後も家族登録を別にせず、子供を親元に残してクルンテープに出稼ぎに出ている。帰郷して住むように家を新築中である。また、牛を三頭買って弟の六男に飼育してもらっている。

家屋番号8に住む長男は一九歳で結婚し、その後始め妻方の両親と同居していたが、二年後に土地を親から分けてもらい、現在の所に住んでいる。ランプーンの採石工場を皮切りにして工場勤めを行ってきた。その後リビアに六年間出稼ぎに行き三四歳で帰国した。出稼ぎの資金で農地を一ライ一〇万バツで一ライ購入し、ほかにラムヤイを四ライ購入し、精米所を一ライの土地に五〇万バツで建てて経営を始めた。昨年農地八ライとラムヤイ四ライを売却して、その資金を元手にして家を新築した。今年から村長を勤めているため、精米業の仕事は妻と使用人に任せている。

他方、妻方の両親は七〇ライの農地を所有しているが、子供七人のうち彼女だけにはハイ・タム・キンがない。また、孫にハイ・ラーム・タム・キンがあり、彼女の子供には農地二ライがハイ・タム・キンされている。この農地を含めて現在七ライの農地を耕作している。

家屋番号8の長男は裕福なので、父親の葬式のさい要した七万バツをすべて自分で負担した。「お金がある人が出すのは当たり前で、何も問題はない」と言う。弟の四男の子供を無償で預かっている点をも含めて、こうした行為は「タンブンであり、将来幸福をもたらしてくれるかもしれない」と言う。⁷⁾

家屋番号17の次男は母親の弟と同居し、オジが購入した二ライの農地を耕作している。耕運機は親のを無償

で借りている。次男もまたマレーシアなど数カ国に出稼ぎに行ったが、失敗して赤字になって帰国した。妻とは離婚し、子供は彼が育てている。また、木彫りの仕事のほかに、牛を三頭自分で飼育している。長女はクルンテープから戻って、ランプーンの日本の企業に勤めている。

四 結びに代えて

本稿は、北タイの一村落の事例を取り上げて、世帯間農業共同の諸形態をフォーク・タームの分類に沿って見てきた。最後に、本稿で明らかにされた知見を既に明らかにしたチェンマイ県サンパトーン郡トンケーオ村の事例と比較しながら考察して整理してみよう。

タカ村においても農業経営は世帯間共同が多く見られ、それらはほとんどが親子間共同であった。世帯間共同には、ハイ・タム・キンのみでなくタム・キン・ディオ・カンとチュアイ・カンが多く見られた。まず、タカ村では、乾季作米が耕作されておらず、また栽培している畑作物は主としてニンニクとタバコ、ピーナッツであった。トンケーオ村ではニンニクと大豆、茄子、白菜、スイカなどの畑作物が作られており、著しく相違している。米の品種は、トンケーオ村ではほとんどコー・コー型の品種であったが、タカ村ではコー・コー型品種がむしろ少なく、カーオ・シウやカーオ・ケーオが多く耕作されている。こうした相違は、タカ村とトンケーオ村を取り巻く環境の相違、つまりタカ村は灌漑が設備されておらず、また耕地が少なく兼業に依存した生活を送っているのに対して、トンケーオ村は灌漑設備が整っているため農業に依存した生活を送っており、生産・生活を取り巻く条件の相違に由来していると言えるだろう。

タカ村の相続様式は基本的に均分相続である。妻方居住制は現在は既に崩壊している。この点はトンケーオ村とほぼ同様である。すなわち、事例5と6に見られるように、タカ村では結婚を最後にする末子夫婦が男女

を問わず親と同居している傾向にある。トンケー村では末子夫婦が親と同じ屋敷地に居住しながら、別に家を建て世帯分けしており、親子の居住形態の点では相違している。トンケー村の場合、親とは別に末子が新たに家を作るわけであるが、そのさい家族登録を別にし、かつ親とは別の家族であると意識している点に注目したい。また、トンケー村では家族計画が導入されており、子供は一人というケースが多いのに対して、タカ村では家族計画は導入されず子供は一人とは限らない。

トンケー村は灌漑が整備されていることもあって農業が盛んで、農産物の輸出用の畑作物が大企業から注文されて生産されており、そのため農外労働は比較的少ない。農業経営は、親子の世帯間共同が多く行なわれており、親子間で「共働・共食」するタム・キン・ディオ・カンと親が子世帯に農地の一部経営を任せるハイ・タム・キン、それと親子が互いに手伝い合うチュアイ・カンの三種類があった。タム・キン・ディオ・カンは比較的零細な農民において行なわれ、ハイ・タム・キンは親の農地の所有規模が比較的大きい場合に行なわれていた。チュアイ・カンは零細農民の間において行なわれており、親が農地を子世帯に貸与するほど多く所有しておらず、子世帯の労働力を親世帯に結合させて耕作する形態であった。小作形態は、地主小作双方が収穫物を互いに折半するニヤ・パーが一般的であった。そのほか、日雇人が一〇〇キロの収穫米のうち二〇キロの粃米を受け取るローイ・トードゥがあった。

タカ村のタム・キン・ディオ・カンに関しては、タカ村の二つの事例（事例3と4）は二〇年近く継続されているものであり、家族周期上で一時的に現れた型とはいえない側面を持っている。しかも、子供が相続を完了していない場合のみならず、完了していても行なわれている。事例ではいずれも母親が健在であったが、親が亡くなっても「共働・共食」を継続したい意向をどの子供も持っていた。親子が同居し、なおかつタム・キン・ディオ・カンをしている場合には、親子が雨季作米のみならず畑作物もチュアイ・カンしている。しかし、

親子が別居し別に世帯を構えている場合には、雨季作米はチュアイ・カンしているが、畑作物は別々に経営し、それぞれの世帯で基本的に仕事をしており、チュアイ・カンしていない。

家族周期上で子供が結婚後妻方の親元で暮らし、ともに農業に従事している場合が多く見られ、そのさい「共働・共食」、つまりタム・キン・ディオ・カンをしていた。このケースは親が子夫婦と同居している家族周期上に現れる家族の一形態である。このケースは前述した親と子世帯が別居しながらタム・キン・ディオ・カンしているケースとは異なることに注意しなければならない。また、親と子世帯が別居しながらタム・キン・ディオ・カンをしている場合、親と子の世帯で畑作物が別々に経営されており、経営は両者の間で分離されている点はトンケーオ村と同様であった。

ハイ・タム・キンは両親が二ライ程から三〇ライ以上の農地を所有している場合まで幅広く行なわれていた。一般に、農地を比較的所有している場合、刈分小作（ハイ・コン・タム）に出し、収穫米の半分を取得している場合が多い。そして、必要に応じて親は一部の農地を子世帯にハイ・タム・キンしている。事例5では、家屋番号154の両親は153の長女にハイ・タム・キンしており、事例5の153の家では、オバの老後の面倒を看っていて、その代償にオバからオイに二ライ程のハイ・タム・キンが行なわれていた。また、これらハイ・タム・キンには子供が両親などに収穫米の一部（カー・ホア・ナー）を渡していることはなかった。これは、事例5のように、自分が食べる米はハイ・コン・タムによって得ており、わずかな農地しか子供にハイ・タム・キンしていないためである。しかしながら、事例8の家屋番号8の妻の実家に見られる場合では、両親が農地七〇ライを子供たちにハイ・タム・キンしており、いずれもカー・ホア・ナーを貰っていることから、農地の所有規模が大きい場合といえどもカー・ホア・ナーがないとは言えないことが知られる。それから、事例4と5に見られるように、よその土地に移住した公務員の兄弟姉妹にも農地が分与され、なおかつ兄弟姉妹が他出した兄弟姉

妹の土地の世話(ドゥレー)を無償でしていた。

さらに、タカ村とトンケー村とは、小作の呼称が相違していた。すなわち、タカ村では刈分小作をハイ・コン・タムと定額小作をハイ・コン・チャオとそれぞれ呼称するのに対して、トンケー村では刈分小作はハイ・カオ・タムと呼び、定額小作をハイ・カオ・チャオとそれぞれ呼称している。

チュアイ・カンに関しては、事例によって多様な関係が見られるが、いずれも零細農民の場合であった。事例6では、親の農業を手伝いに来ている次女は収穫米の一部を貰っている。事例7は、家屋番号59/1の長男は家を自分一人で建て、親の農作業を手伝っても収穫後に収穫米の一部を貰うことはない。反対に、長女の場合には家を建てるにあたって親が協力し、収穫米にしても米がなくなると時々あげている。しかし、基本的には長女の家族も経済的独立が要求されている点はほかの兄弟姉妹となら変わりがない。子供の事情によって子世帯のチュアイ・カンへの関わり方が相違しており、様々見られると言える。雨季作米はチュアイ・カンで行なわれ、畑作は基本的には世帯ごとに行なわれている。場合によっては畑作でもチュアイ・カンが行なわれることもあるが、基本的には各世帯ごとに経営されていて、兄弟姉妹や知人との労働交換によって行なわれている。

タカ村では、小作の仕事を親子が一緒に手伝い合っている(チュアイ・カン)事例が見られた。たとえば、事例8は家屋番号17の両親が小作をしていたが、家屋番号8の長男を除いて子供たちが親の小作の手伝いを行っていた。家屋番号8の長男世帯は農地をたくさん所有しており、弟の子供の世話を無償でしているが、基本的には兄弟姉妹は家計を異にしながら、助け合っているといえる。チュアイ・カンをしている零細農民においては、総じて親子の世帯間では等価交換を意識した労働交換(アオ・ムー・ワン・カン)が行なわれていない。むしろ、等価交換が意識されていない手伝い合いであると言える。しかし、親族や知人との間では、等価

の労働交換が頻繁に行なわれている。

親子間共同以外には、事例4と5において兄弟姉妹間のドゥレーが行なわれていた。これらは兄弟姉妹の共同経営とはいえないが、親が健在中も死亡した後の場合においても見られ、いずれも無報酬で行なわれていた。タカ村の場合、トンケーオ村と比べて農地の所有規模が大きい農民がたくさんいる。中東への出稼ぎによる資金で一〇〇ライ以上の農地を所有している農民の中にはいる。こうした大規模農民は小作に出していることが多い。本稿で取り上げた事例のうちでも、事例5の家屋番号154は農地が九ライと果樹園が五ライ所有しているし、154の嫁の亡き両親は三六ライ、事例8の家屋番号8は農地一一ライと果樹園四ライ所有していた。農地を比較的所有している場合には、農地を子世帯にハイ・タム・キンせず、ハイ・コン・タム（小作）に出し、収穫米を折半するニヤ・パーで生活している場合が多く見られた。その背景には、子世帯が農外労働に就いて、その収入で生活している場合が多くあるからである。たとえば、前村長の世帯は、前村長夫妻がNGOの開発指導員を再び始め、独身の姉が小さなガソリン給油所を営んでおり、農地四ライはすべて小作に出している。食米にはニヤ・パーにより収穫米の半分を得て充てている。また、教師や警察官など公務員をしている世帯は、すべての農地を小作に出している。事例中では、事例5の家屋番号154の親と嫁の亡き両親、それに事例8の家屋番号8の家などが小作に出していた。主として農業に依存して生活しているトンケーオ村のような、地主と日雇人が「共働」して、小作が収穫米の四割を貰う日雇い形態や、収穫米一〇〇〇キロのうち二〇〇キロを日雇人が貰うロイー・トードゥを行なっていることなどは聞かれなかった。また、収穫米の三分の一を小作が貰うベン・サムも聞かれなかった。農外就労に生活を依存しているタカ村では、小作は収穫米を半々にするニヤ・パーがほとんどであった。

タカ村では小作人や日雇人はタカ村の村人ではなく、近隣のメカナ村の村人が比較的多い。たとえば、ダム

建設ではタカ村の人が一日一〇〇バーツであるのに対して、メカナ村の人は一日八〇バーツしか貰えない。こうした低賃金はすべての労働に見られる。このような事情を見ると、村の間に格差があることが知られる。こうした背景には、メカナ村はかつてカレン族が山から降りてきて居住した村であり、村人のほとんどは農地を所有していない土地なし農民であることが伺われる。そして、小作人や日雇人を村外の人に委託していることが、多様な小作形態や日雇いの形態がタカ村内に見られない背景にあると考えられる。

以上、ランプーン県のタカ村の農業経営をチェンマイ県のトンケーオ村と比較考察してきた。

タイの農業は近代化の過程の中で激しい変化を余儀なくされている。ダム建設などの灌漑整備を始め輸出用の畑作物の拡大、農機具の普及、肥料と農業の使用、農外就労の増加、出稼ぎの増加、労働交換制から雇用労働制への変化等々、生産・生活すべてにわたって商品経済の浸透が著しく進んでいる。さらに、近年は土地価格が高騰し、容易に農地を購入拡大することができなくなっている。急激な近代化に伴って、都市居住者と農村居住者間の所得格差が拡大しているのみならず、農民間の所得格差が拡大する状況が現れている。零細農民こそが農業・農村の変化の影響を最も受けることを考えれば、彼らがどのような取り組みによって大資本に抵抗し、自らの農業と生活を守ろうとしているのかを見極めていくことはすぐれて重要な課題の一つであることは言うまでもない。

(付記) 調査は一九九〇年四月から七月にかけて財団法人松下国際財団の助成金を得て実施した。また、補充調査は一九九二年三月に行なった。調査にあたって、中京大学の中野卓教授、三重大学の武笠俊一助教授、チェンマイ大学社会科学部のパンスーン教授、アジア研究センターのセクシン所長、並びにタカ村人の援助を得た。松下国際財団を始め各位に対して感謝したい。

注

- (1) 水野浩一『タイ農村の社会構造』創文社、一九八一年を参照されたい。
- (2) 口羽益生・武邑尚彦「東北タイ・ドンデーン…親族関係と近親による生産・消費の共同について」『東南アジア研究』、二三巻三号、一九八五年、および口羽益生編『ドンデーン村の伝統構造とその変容』創文社、一九九一年、三〇九—三四八ページを参照されたい。
- (3) 高井康弘「北タイ農村における親子共同の形態と性格」『社会学雑誌』、五、神戸大学社会学研究会、一九八八年、および関泰子「タイ農村の社会構造に関する一考察」『屋敷地共住集団』概念をめぐる「国際関係学研究」No.13. 別冊、津田塾大学、一九八六年、同「タイ農村社会における親子の農地をめぐる共同関係とその変容に関する一考察」『同』No.18. 一九九二年を参照されたい。
- (4) 拙稿「北タイ農村における世帯間農業共同の諸形態——チェンマイ県サンパトーン郡マックムルン区トンケーオ村の事例——」『村落社会研究』二八集、村落社会研究会、農文協、一九九二年を参照されたい。
- (5) タカ村の村落構造や村落内集団等については、拙稿「北タイ農村の村落構造に関する一考察」『人文科学研究』八一輯、新潟大学、一九九二年を参照されたい。
- (6) チュアイ・カンは日常的には手伝うことそれ自体を意味する言葉として一般的に使用されている。しかし、農作業の協同に関しては、アオ・ムー・テン・カン（等価労働交換）と区別して、労働交換を意識しないで、つまり損得感情ぬきで助け合うことを意味する言葉として使用されている。
- (7) 彼は、お金を持っている子供が支払えばよいと考えているが、こうした考えの背景にはタンブンの行為が将来自分がよりよくなる可能性を秘めているとしている。その点で、チュアイ・カンは他界を視野に含めた互酬性の一環であると解釈されるだろう（口羽益生編、前掲書、三〇九—三四八ページを参照）。